

に委して督造せしめ去後れり。茲に工、造竣すれば、合行に頒發し、欽遵すべし。所有の貴国、擬して合に文を備えて頒告すべし。此れが為に貴王府に備咨す。希わくは頒到せる大清乾隆二年分の正朔憲書を將て、欽遵して查明し臣民に頒布せんことを。庶わくは海国の山川、共に一王の正朔を凜み、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿ならんことを。仍お咨覆施行するを賜りたし、等の因あり。国に到る。此れを奉けたり。

遵行して随いで頒賜せる皇清乾隆二年の正朔憲書を將て臣民に頒布し、挙国三十六島、共に聖寿の無疆にして、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿ならんことを祝る。今、前因を准けたるに、合に就ちに咨覆すべし。此れが為に由を備えて貴司に移咨す。請為わくは查照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆二年（一七三七）十二月十一日

注*本文書は「二二一八」の咨覆である。

2-22-11

国王尚敬の、慶賀進香のため都通事楊大壮等に付した符文

（乾隆二「一七三七」、十二、十一）

琉球国中山王尚（敬）、慶賀・進香の事の為にす。

切照するに、敝国、蕞爾にして辺陲なるも世々天朝の鴻恩に沐し、頂踵するも報い難し。茲に欣ばしくも皇上の登極に逢えば、理として応に恭賀すべし。以て臣子の効順し愚誠を伸べんとす。此れが為に特に王舅向啓猷・正議大夫金震等を遣わし、表文を齎捧し、官伴・梢役、上下の員役、共計一百三十六員名を率領し、海船一隻に坐駕し、土産の金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・金鐘一合―共に重さ七十六両・銀鐘一合―共に重さ六十両・細嫩土蕉布五十疋・細嫩花蕉布五十疋・細嫩土夏布一百疋・金彩画围屏一对・精製雅扇二百把・围屏紙五千張・紅銅五百觔・白剛錫五百觔を装載し、御前に恭進す。復た、金粉匣一合―共に重さ八両・銀粉匣一合―共に重さ七両三錢・細嫩土蕉布二十疋・細嫩花蕉布二十疋・細嫩土夏布四十疋・精製雅扇八十把を備え、皇后の前に進奉し、虔みて賀敬を陳ぶるの外、肅みて香燭・祭品等の物を貢し、代儀の白銀一百両と共に、恭しく世宗憲皇帝の在天の鑑を邀え、以て微忱を効す。已上の方物を解運し、前みて福建等処承宣布政使司に詣りて投通し、起送して京に赴かしむ。

抛の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に所在の官軍の

盤阻して便ならざるを恐る。理として合に符文を給発し、以て通行に便ならしむべし。此れが為に王府、礼字第三十号の半印勘合符文を給し、都通事楊大壮等に附して収執して前去せしむ。如し経過の関津、把隘ところの去処及び沿海の巡哨官軍の験実とこに遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す、京に赴く

正使王舅一員	向啓猷	人伴二十名
副使正議大夫一員	金震	人伴一十三名
使者一員	夏瑞龍	人伴六名
都通事一員	楊大壮	人伴五名
在船都通事一員	金振	人伴四名
在船使者二員	^② 童張秀 ^③ 温思義	人伴八名
在留通事一員	鄭師谷	人伴五名
王舅通事一員	魏開祖	人伴二名
管船夥長・直庫二名	毛如苞 ^⑤	慶統照
水梢共に六十二名		

右の符文は都通事楊大壮等に附し、此れを准ず
乾隆二年（一七三七）十二月十一日

注（一）蕞爾 小さいさま。ここでは琉球をさす。

（二）童張秀 乾隆二年の在船使者。

（3）温思義 山城親雲上紹首（『家譜（二）』三四頁、魏宗紀の譜）。乾隆二年の在船使者。『宝案』では乾隆八年の使者（卷二六）としても名がみえる。

（4）鄭師谷 康熙三十八〜乾隆十三年（一六九九〜一七四八）。久米村系鄭氏十四世（登川家）。登川親雲上。雍正四年に読書習礼のために福建に渡る。乾隆二年の慶賀・進香および接貢の存留通事となる。十一年に朝京都通事として北京に赴き、帰国直前に福建にて急逝した。家譜には孫の鄭択中が嘉慶二十二年に建てた墓碑が記されている（『家譜（二）』六〇六頁）。

（5）毛如苞 康熙四十七〜乾隆二十六年（一七〇八〜六二）。久米村系毛氏五世（与世山家）。安仁屋親雲上。乾隆二十四年に正議大夫に陞る。乾隆二年に慶賀船の管船夥長（総管）、十五年の進貢の在船通事、二十年に冊封謝恩の朝京都通事となる（『家譜（二）』七二三頁）。

2-22-12

国王尚敬の、慶賀進香のため存留通事鄭師谷等に付した執照

（乾隆二一（一七三七）、十二、十一）

琉球国中山王尚（敬）、慶賀・進香の事の為にす。

切照するに、敝国、蕞爾にして辺陲なるも世々天朝の鴻恩に沐し、頂踵するも報い難し。茲に欣ばしくも皇上の登極に逢えば、理として応に恭賀すべし。以て臣子の効順し愚誠を伸べんとす。

此れが為に特に王舅向啓猷・正議大夫金震等を遣わし、表文を齎